

2005 年日本国際博覧会
開催時における環境配慮ガイドライン

平成 16 年 7 月

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会

目 次

第1章	はじめに	1
1.	目的	1
2.	ガイドラインの対象者	1
3.	ガイドラインの構成	2
第2章	協会の環境配慮の取組みと参加者等の遵守すべき事項	3
1.	協会の環境配慮の取組み	3
(1)	廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み	3
(2)	地球温暖化防止に関する取組み	4
(3)	その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減	4
参考	廃棄物排出量および温室効果ガスの排出量に関する目標値	5
2.	参加者等が環境配慮のために遵守すべき事項	7
(1)	廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進	7
(2)	温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進	9
(3)	その他博覧会の開催に伴う環境負荷の低減	11
	別紙1 ごみの分類基準	12
3.	自動車利用計画書（同利用状況報告書）の提出	13
	別紙2 自動車利用計画書（自動車利用実績報告書）	14
第3章	自主的な環境配慮の取組み	15
1.	参加者等の独自な取組み	15
2.	取組みを進めるための仕組み	15
(1)	環境プランの策定	15
(2)	環境行動チェックリストの活用	16
	環境配慮チェックリスト	18

第1章 はじめに

1. 目的

(財)2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という)は、地球温暖化問題への取組みおよび2005年日本国際博覧会(以下「博覧会」という)のサブテーマである循環型社会の形成を目指し、開催期間の前後を含め、会場計画、会場運営、観客輸送などの面で環境配慮の取組みを進めています。また、様々な出展や催事を通じて、あらゆる参加者と協力し、地球規模で広がる環境問題に対する解決の方向性を発信していくこととしています。

この「環境配慮ガイドライン(開催時編)」(以下「ガイドライン」という)は、博覧会に参加される皆さんに開催時において取り組んでいただく環境配慮事項を示したものです。

環境配慮の内容は日本国の関係法令、一般規則、特別規則、並びに協会が定める一般規則および特別規則に沿った補足規約、規定および指示(以下「関係する法令等」という)や環境影響評価書に記載された環境保全措置をもとに作成されています。また、参加者の皆さんに、自主的かつユニークな環境配慮の取組みを展開していただくための考え方を示しています。

なお、会場整備時での環境配慮事項は、平成15年3月に公表した「環境配慮ガイドライン(会場整備編)」に示されています。

2. ガイドラインの対象者

このガイドラインの対象者は、博覧会の会場内で出展・催事・記念品等の販売(以下「出展等」という)を行う国、自治体、出展・催事参加者、営業参加者、およびそ

の他の協会との契約等により会場内で事業を実施する事業者（以下「参加者等」という）とします。

なお、協会の実施する事業については、「環境配慮行動計画（開催時編）」（平成 16 年 6 月）をもとに取組みを進めています。

3 . ガイドラインの構成

協会は参加者等の環境配慮の取組みがスムーズに進むように施設等の整備や取組みのルールを定めました。ガイドラインでは、第 2 章で協会が実施する環境配慮の取組みの主要な事項を示した上で、参加者等に遵守していただく取組みを定めました。次いで第 3 章で、参加者等の実施する事業内容に即して、環境配慮に自主的に取り組んでいただく場合の考え方を示しました。

ガイドラインの構成

- 第 2 章 協会の環境配慮の取組みと参加者等の遵守すべき事項
 - 1 . 協会の環境配慮の取組み
 - 2 . 参加者等が環境配慮のために遵守すべき事項
 - 3 . 自動車利用計画書（同利用状況報告書）の提出
- 第 3 章 自主的な環境配慮の取組み

第2章 協会の環境配慮の取組みと参加者等の遵守すべき事項

1. 協会の環境配慮の取組み

協会は、博覧会会場の整備・運営に当って、各種法令や博覧会に係る環境影響評価書の環境保全の措置を遵守するため、必要な施設・設備の整備や各種の取組みルールの策定等、次のような取組みを進めています。

(1) 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理に関する取組み

廃棄物等の発生抑制（リデュース）に努める。

発生した廃棄物等については、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）及び減量化に努める。

ごみの17分別と回収のためのルールを徹底する。

廃棄物の分別回収のためのごみ箱ステーション、サブストックヤード等を整備する。

会場内での廃棄物の運搬や処理施設の運転管理に際しての環境対策を徹底する。

生ごみはメタン発酵や肥料化等に活用する。

会場内飲食施設（フードコートを想定）でのバイオマスプラスチック製等環境に配慮した食器の導入を進める。

会場の管理及び出展等に使用する機材・用品（以下「物品」という）については、再生資源を使用した物品の使用に努めるとともに、可能な限りリース物品を使用する。

(2) 地球温暖化防止に関する取組み

施設の管理や機器の利用に関して効率的なエネルギー利用を進める。

生ごみメタン発酵、廃プラスチック・木質資源のガス化、燃料電池発電、太陽光発電等の新エネルギーとエネルギー需要制御装置の実験的な導入を進める。

自動車の利用に伴う環境負荷を抑制するため、公共交通機関を中心とした輸送体系を構築する。

- ・ 東部丘陵線「リニモ」の新設等鉄道施設の整備
- ・ 鉄道とシャトルバスを組み合わせた交通体系の整備
- ・ パーク&ライド方式の実施 等

シャトルバスに燃料電池ハイブリッドバスや天然ガスバスを導入するほか、ITS (Intelligent Transport Systems 高度道路交通システム) 等を整備する。

会場内の移動手段の一つとして最先端技術を用いた CNG バスを活用した無人バス隊列走行による低公害型の移動手段 (IMTS : Intelligent Multimode Transit System) を導入する。

道路・駐車場の状況に応じた適切な案内・誘導等により、会場周辺の自動車走行の集中を抑制する。

(3) その他の博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

各種法令を遵守するとともに、本博覧会に係る環境影響評価書に記載された環境保全の措置を遵守する。

来場者、参加者等に対し、本ガイドラインに定める取組みの遵守を要請する。

参 考

廃棄物排出量および温室効果ガスの排出量に関する目標値

協会では、博覧会に参加する全ての関係者が、行動計画およびガイドラインに定める取組みを実施することにより、次の目標を達成することを目指しています。

廃棄物発生量の抑制

リデュースやリユースによる廃棄物の発生抑制対策を推進し、計画基準日廃棄物排出量 45 t（日量）を、38.2 t（日量）に抑制する。

表 1 計画基準日廃棄物排出量に対する抑制策実施後の廃棄物排出量

（ t / 日 ）

廃棄物の種類	計画基準日 廃棄物排出量	抑制策実施後 廃棄物排出量	抑制策による削減量
容器・割り箸類	19.68	14.43	5.25
紙類	1.94	1.70	0.24
食品廃棄物	10.60	9.29	1.31
その他	12.78	12.78	0.00
合 計	45.00	38.20	6.80

（注）計画基準日廃棄物排出量：計画基準日入場者数（15万人）に過去の国際博覧会から想定した原単位（排出量 / 人 / 日）を基礎に算定した排出量

リサイクルによる最終処分量の削減

廃棄物の分別回収、中間処理を徹底し、取組み後の廃棄物量を 5.54t（日量）以下とする。

地球温暖化防止に関する取組み

本博覧会開催期間中の温室効果ガスの排出量を最大限抑制することを目標に数値目標を、次表のとおりとする。

表2 温室効果ガス排出量等目標

区分	排出量	排出源等
二酸化炭素排出量	63,911(t-CO ₂)	瀬戸会場 3,180 長久手会場 60,731 都市ガス・電気・水使用量、会場内交通、アクセス交通
その他の温室効果ガス排出量	1,075(t-CO ₂)	瀬戸会場 55 長久手会場 1,020 都市ガス・水使用量、廃棄物処理、会場内交通、アクセス交通

(入場者数 1,500 万人を想定した目標)

地球温暖化係数を乗じたCO₂相当数量を示した

2 . 参加者等が環境配慮のために遵守すべき事項

参加者等は、協会の整備した施設・設備を活用する場合、定められたルールを遵守することが求められます。

ここでは、以下の各項目について、参加者等が遵守すべき具体的な環境配慮事項を示します。

廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進

温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進

その他、博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

参加者等は、これらの事項について自ら積極的に取り組むとともに、請負事業者や来場者が、ここに示す取組みを適切に実施するよう指導および働きかけを行ってください。

(1) 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進

廃棄物の分別回収

- ・ごみは別紙 1 による分別回収を行います。
- ・参加者等は、協会が指示する方法に従い、分別回収区分ごとに、サブストックヤードに搬入してください。

会場内ごみ運搬に際しての環境配慮

会場内におけるごみの運搬・管理に関しては、悪臭等の防止に努めてください。

有害廃棄物等の持帰りの徹底

以下に示す廃棄物は、会場内で廃棄できません。持ち帰ってください。

- ・ボタン電池、リチウム電池など、乾電池類
- ・蛍光灯
- ・使い捨てライター
- ・カセットガスボンベ、LP ガスボンベ

- ・スプレー缶
- ・消火器
- ・バッテリー
- ・廃タイヤ
- ・荷物用梱包材料
- ・内装材
- ・粉末（セメントの粉末）
- ・粗大ごみ
- など

バイオマスプラスチック製品の活用

協会では、環境配慮型素材であるバイオマスプラスチックの導入を推進しています。参加者等の皆さんも、積極的にバイオマスプラスチックの活用を図って下さい。

使用済みバイオマスプラスチック製品の回収

使用済みのバイオマスプラスチック製品は、コンポストにしますので、来場者系生ごみとして分別してください。

梱包材の削減と再利用

物品等の購入・搬入に当っては、請負事業者と協議し、通い箱や簡易包装の使用および梱包材の持ち帰りを進めてください。

ガイドブック・記念品等に関する簡易包装の採用と素材の選択

ガイドブック・記念品等の販売、頒布に当っては、極力簡易包装の採用や、再生品・バイオマスプラスチック等環境配慮型の素材採用に努めてください。

パンフレットに関する環境配慮

展示や催事に際して配布するパンフレットについては、再生紙やリサイクル可能な素材等の採用、素材の軽量化に努めてください。

環境物品の購入とリース物品の導入

- ・物品等の購入に当っては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の特定調達品目判断基準等を参考に、環境への負荷が少ないものを選択してください
- ・可能なものはリース、レンタル用品を活用してください。

その他、次のような取組みを進めてください。

- ・事務所での紙の使用量削減

- ・ 飲食施設での食品容器のリターナブル化
- ・ 生ごみの水切りの徹底

マニフェストシステムの活用

出展や催事に伴う資源ごみ（有価物を除く）および埋め立て対象物（不燃ごみおよび不燃残渣）の処理を委託する場合には、マニフェストシステムを活用するとともに、請負事業者に対し、運搬に伴う大気汚染、悪臭、自動車騒音・振動等の対策を講じるよう指導してください。

（参考）マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握、管理するしくみである。

（２）温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進

施設エネルギー（電気・ガス）の使用抑制

- ・ 照明器具・冷暖房機器等については、施設の利用状況に応じた冷暖房温度の設定等的確な管理によりエネルギー使用量の抑制に努めて下さい。
- ・ 照明器具並びに事務用機器等の導入に当たっては、グリーン購入法の特定調達品目判断基準等を参考に、エネルギー効率の高い機器等を導入するとともに、可能なものはリース、レンタル用品を活用して下さい。

公共交通機関の利用促進

- ・ 関係者の通勤に当たっては、原則として公共交通機関、専用バスを利用してください。
- ・ 自家用車の通勤使用は、環境重視の観点から、極力自粛してください。

自動車の利用に伴う環境配慮の徹底

自動車の走行時には急発進・急加速、アイドリングを避けることを徹底するとともに、走行速度に留意するなど、エコドライブを実施してください。

会場管理等における省エネルギー・省資源対策の実施

会場管理及び出展等における節水、紙使用量の削減を進めて下さい。

(3) その他博覧会の開催に伴う環境負荷の低減

化学物質等の使用に関する環境配慮の徹底

- ・有害化学物質で処理されている木材等を使用した用品・内装材は、原則として使用しないで下さい。また、現場での塗装作業が必要な場合は、水性塗料の使用に努めてください。
- ・ホルムアルデヒド等が放散する恐れのある用品・内装材を使用している場合には、建築基準法の定めを遵守し、室内換気等に配慮してください。

有害生物管理に使用する薬剤に関する環境配慮の徹底

過剰散布等による大気汚染、水質汚濁等の原因となる事のないよう、参加者が管理敷地内における屋外で、有害生物管理の目的で薬剤を使用する場合には、協会（会場管理・サービスグループ）に使用薬剤名、使用量、散布場所、使用日、実施者等の計画を事前に届け出てください。

動植物等への影響回避のための指導等の実施

注目すべき動植物等の保護の観点から、来場者等が指定地域外へ不用意な立入りしないための措置をとってください。

騒音や光害による環境影響の低減措置の実施

- ・照明の適正配置、適切な遮光フードの採用など照明器具の設置方法等に配慮し、光害による周辺地域や隣接会場への影響を回避するよう努めて下さい。
- ・建築物のライトアップや催事の演出目的の投光・照明について配慮し、光害による周辺地域や隣接会場への影響を回避する措置をとって下さい。
- ・夜行性の動物等、動植物の生態に配慮し、会場外への照明の拡散や照射の防止に努め、動植物への影響を回避する措置をとって下さい。
- ・会場放送や催事等に際し、機器の使用による騒音の会場外への拡散を、極力回避する措置をとって下さい。

別紙 1 ごみの分類基準

分別内容	ゴミ箱ステーション (来場者)	サブストックヤード (参加者等・協会)	メインストックヤード
1 アルミ缶			
2 スチール缶			
3 ペットボトル			
4 びん			
5 紙コップ			
6 プラスチック類			
7 業務用缶			
8 発泡スチロール			
9 段ボール			
10 割箸			
11 紙類	雑誌・パンフレット		
12	新聞・チラシ		
13	OA用紙		
14 生ごみ			
15 廃食用油			
16 可燃ごみ			
17 不燃ごみ			
飲み残し水			
合計	12 分別	17 分別	17 分別

飲み残し水は、ゴミ箱ステーションで回収のうえ、サブストックヤードで下水道に投入し
処理する。

3 . 自動車利用計画書（同利用状況報告書）の提出

協会は、開催期間中に会場から排出される廃棄物量およびエネルギー使用量を定期的に把握し、公表します。

廃棄物排出量や施設エネルギー使用量は協会が把握しますが、自動車使用に伴うエネルギー使用量を把握するため、参加者等（ ）の皆さんは、別紙2により自動車利用計画書および自動車利用実績報告書を提出してください。

（ ）IMTS バス、駅シャトルバス、駐車場シャトルバス、会場間シャトル、団体バス

別紙 2 (例) 自動車利用計画書 (自動車利用実績報告書)・・・個別に準備します

車両の種類	燃料種別	重量・ 排気量	主な利用場所		のべ台数 (台/日)	平均走行距離 (km/台/日)	使用期間 (日数)
			場内外	場内			
普通乗用車	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
軽乗用車	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
中・大型バス (定員 30 人以上)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
マイクロバス(定員 11 人 以上 30 人未満)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
大型貨物車 (積載量 8～12 トン以 上)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
中型貨物車 (積載量 4～7 トン)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
小型貨物車 (積載量 1～3 トン)	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					
その他	ガソリン	CC					
	ディーゼル	CC					

1. 提出時期および様式

自動車利用計画書は、事業開始 14 日前までに提出すること。

自動車利用実績報告書は、事業開始後 1 ヶ月ごとおよび事業終了後 7 日以内に提出すること。

自動車利用実績報告書は、計画書様式の「計画」を「実績」に書き換えて使用すること。

2. 記入要領

車両の種類：重量・排気量、燃料種別で記入すること

車両の種類：ハイブリット車を使用する場合はその旨、記入すること

主な利用場所：該当する欄に「 」を記入すること。

第3章 自主的な環境配慮の取組み

1. 参加者等の独自の取組み

本博覧会は、21世紀の循環型社会のために新しいエネルギー、リサイクル技術を活用し、資源を効率的に使う生活や都市基盤の方向を模索し、開発と環境とのバランスの有り方を追求し、あわせて環境の再生を目指しています。

そのためには、参加者等は、第2章に示した環境配慮の取組みに加えて、出展等に当たって自主的に環境保全に関して望ましい措置を講じ、環境保全に努めることが望まれます

すでに、パビリオンの建設等においては3R（リユース・リデュース・リサイクル）型建設手法の導入や自然エネルギーの活用を始めとして、様々な先進的取組みが進められていますが、出展・催事等の運営にあたっては、特徴ある技術やサービスを生かした自主的な取組みを進めることが望まれます。

2. 取組みを進めるための仕組み

(1) 環境プランの策定

参加者等が、環境配慮のための取組みを計画的・積極的に進めるためには、事前に、第2章の遵守すべき事項と参加者等の独自の取組みを盛り込んで『環境プラン』を作成し、終了後は取組み結果を整理した報告書を作成するなどの取組みが望まれます。

環境プランは、その事前の公表（各種メディアやホームページ）や、パビリオン・催事場への掲示等によって、参加者等の環境宣言の役割を果たします。また、来場者へPRすることにより協力して環境配慮の取組みを進めることが可能となりま

す。

協会は、参加者等の環境プランおよび取組報告をまとめ、協会の取組結果とともに『環境レポート』として整理・公表し、将来の博覧会での環境への取組みに資するデータとして役立てることとしています。

「環境プラン」の内容としては、以下の事項が考えられます。

- 取組みに当っての基本方針：環境保全のねらい
- 目標：
 - (例)・自然エネルギー利用率等の取組目標
 - ・紙、水等の使用量目標 等
- 取組内容：環境に配慮した具体的な取組内容
 - (例)・出展、催事における環境に配慮した活動内容
 - ・パビリオン等の特徴的な環境配慮の取組み
 - ・環境配慮型の資材や建設手法の内容
 - ・バイオマスプラスチックや環境配慮型素材の活用 等

(2) 環境行動チェックリストの活用

環境配慮に関する取組みを進めるに際しては、参加者等や請負事業者の各関係者が、取組内容を自主的に点検する仕組みや、現場等の日常活動の中で実施する取組みについて現場の責任者等が環境配慮の内容を点検し、実施状況を把握・報告する仕組みが必要です。

別添「参考資料 環境配慮チェックリスト」は、そのために作成したものであり、次のような目的に活用が可能です。

- ・どのような取組みを行うべきか一覽で把握することができる。
- ・取組みの漏れの有無が確認できる。
- ・チェックリストによる点検により、取組みの進捗が把握できる。

- ・チェックリストによる点検結果をもとに、より一層の取組みをすすめるためのヒントや検討材料となる。
- ・関係者に対し取組み内容をチェックさせ、その結果を提出させることにより、関係者の取組み状況の把握や指導に活用できる。

付則

ガイドラインの適用期間は、平成17年3月25日以降、平成17年9月25日までとする。

環境配慮チェックリスト

この環境配慮チェックリスト（以下「チェックリスト」という）は、環境配慮ガイドライン「第2章 2．参加者等が環境配慮のために遵守すべき取組み」および「第3章 参加者等の自主的な環境配慮の取組み」に示した内容の一部をチェックリストとしたものです。

構成は、「第2章 2．参加者等が環境配慮のために遵守すべき取組み」に記載された3項目に、取組みを徹底するための「環境配慮徹底のための取組み」「環境配慮の確実な実施」「計画書等の確実な提出」を加えた6項目となっています

環境配慮チェックリストの構成

- 0．環境配慮徹底のための取組み
- 1．廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進
- 2．温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進
- 3．その他、博覧会の開催に伴う環境負荷低減
- 4．環境配慮の確実な実施
- 5．計画書等の確実な提出

参加者等は、このチェックリストに、さらに自主的に定めた取組みを追加して活用することができます。

参加者等は、このチェックリストを活用することによって、以下のメリットがあります。

チェックリスト活用によるメリット

- どのような取組みを行うべきか一覧で把握することができます。
- 取組みの漏れの有無が確認できます。
- チェックリストによる点検により、取組みの進捗が把握できます。
- チェックリストによる点検結果をもとに、より一層の取組みをすすめるためのヒントや検討材料となります。
- 協会への必要な届出に必要なデータのチェックが着実に実施されているか、確認できます。
- 請負事業者等関係者に対し取組み内容をチェックさせ、その結果を提出させることにより、関係者の取組み状況の把握や指導に活用することができます。

取組みのチェック方法には、様々なやり方が考えられますが、次のようなチェックの仕方が考えられます。

チェック方法例

- 取組みを進めており、内容の定量的な把握をおこなっている
- 取り組んでいるが定量的な把握は行っていない
(定量的把握は不可能)
- 取り組んでいない x
- 事業活動と関連がない /

環境配慮の取組み チェックリスト

0 . 環境配慮徹底のための取組み

教育・指導、PRなどの実施	
	担当者や関係者を対象に、自社の環境配慮の取組みを徹底するための教育、指導を行っている。
	関係者に対し、環境配慮の取組みを記録し、提出するよう指導している。

1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進

廃棄物の分別回収	
	・ごみは協会の定める17分類により、分別回収を行っている。
	・分別したごみは、協会の指示した方法で、サブストックヤードに搬入している。
会場内ごみ運搬に際しての環境配慮	
	・ごみの運搬・管理に関しては、悪臭等の防止に努めている。
有害廃棄物等の持帰りの徹底	
	・有害廃棄物等は、分別し、持帰りを徹底している。
	・ボタン電池、リチウム電池など、乾電池類
	・使い捨てライター
	・カセットガスボンベ
	・スプレー缶
	・その他()
バイオマスプラスチック製品の活用	
	・バイオマスプラスチックを利用している。
	種類
	数量
使用済みのバイオマスプラスチック製品の回収	
	・使用済みのバイオマスプラスチック製品は、来場者系生ごみとして分別収集している。
梱包材の削減と再利用	
	・物品の購入・搬入には、通い箱や簡易包装を使用している。
	・物品の購入・搬入用の梱包材は持ち帰りを進めている。
会場案内・記念品等に関する簡易包装の採用と素材の選択	
	・会場案内・記念品等には、再生品、バイオマスプラスチック等環境配慮型の素材を使用している。
	・会場案内・記念品等の販売・頒布には、簡易包装を採用している。
パンフレットに関する環境配慮	
	・パンフレット類については、再生紙やリサイクル可能な素材等を採用している。
	・パンフレット類については、素材の軽量化に努めている。

環境物品の購入とリース物品の導入	
	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の購入に当っては、グリーン購入法の特定調達品目判断基準等を参考にしている。
	物品名 数量
	<ul style="list-style-type: none"> 物品等については、可能なものはリース、レンタル用品を活用している。
	物品名 数量
その他廃棄物抑制のための取組み	
	<ul style="list-style-type: none"> OA 用紙についての使用量削減
	<ul style="list-style-type: none"> 飲食施設での食品容器のリターナブル化
	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの水切りの徹底
	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみについて通い箱の採用、持ち帰りによる容器包装・廃食用油の削減
	<ul style="list-style-type: none"> その他 ()
マニフェストシステムの活用	
	<ul style="list-style-type: none"> 出展や催事に伴う資源ごみ（有価物を除く）および埋め立て対象物（不燃ごみおよび不燃残渣）の処理については、マニフェストシステムにより、処理状況を把握、確認している。

2. 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進

施設エネルギー（電気・ガス）の使用抑制	
	・照明器具・冷暖房機器等については、施設の利用状況に応じた冷暖房温度の設定等的確な管理を行い、エネルギー使用量の抑制に努めている。
	・照明器具並びに事務用機器等の導入に当たっては、グリーン購入法の特定調達品目判断基準等を参考に、エネルギー効率の高い機器等を使用している。
	種類 台数
	・照明器具並びに事務用機器等にリース、レンタル用品を活用している。
	種類 台数
公共交通機関の利用促進	
	・関係者の来場に当たっては、公共交通機関・専用バスの利用を徹底している。
	・自家用車の通勤使用は、自粛している。
	・関係者の送迎用に送迎バスを導入している。
自動車の利用に伴う環境配慮の徹底	
	・自動車等の走行時には急発進・急加速を避け、アイドリングストップの徹底を行なっている。
	・自動車等の走行時における走行速度について基準を設けている。

3. その他、博覧会の開催に伴う環境負荷低減

化学物質等の使用に関する環境配慮の徹底	
	・有害物質で処理されている木材等を使用した用品・資材等は、原則使用していない。
	・現場での塗装作業は、水性塗料を使用している。
	・ホルムアルデヒド等が放散する恐れのある用品・資材を使用している可能性があるため、建築基準法の定めを遵守し室内換気等に配慮している。
薬剤を使用する場合の注意事項の徹底	
	・薬剤の散布に関して、過剰散布等による大気汚染、水質汚濁等の原因となることのないよう期間中の散布計画を策定している。
	・薬剤の運搬に当たっての注意事項、散布時の注意事項等を、担当者や委託事業者に対し、事前に明示している。
動植物等への影響回避のための指導等の実施	
	・注目すべき動植物等の保護の観点から、指定地域外へ不用意な立入りしないための措置をとっている。
騒音や光害による環境影響の低減措置の実施	
	・照明の適正配置、適切な遮光フードの採用など照明器具の設置方法等を検討し、光害による周辺地域や隣接会場への影響を回避するよう努めている。
	・建築物のライトアップや催事の演出目的の投光・照明による周辺地域や隣接会場への影響を回避する措置を実施している。
	・夜行性の動物等、動植物への影響を回避するため、会場外への照明の拡散や照射の防止に努めている。
	・会場放送や催事等に際し、騒音の会場外への拡散を極力回避する措置を実施している。

4 . 環境配慮の確実な実施

自動車利用計画書（同実施状況報告書）の提出 （IMTSバス、駅シャトルバス、駐車場シャトルバス、会場間シャトル、団体バスが対象）	
	・ガイドラインに示されている自動車利用計画書を提出している。
	・実施状況報告書に必要な車種別走行量等の関連データを把握するための手順を定めている。
	・把握したデータをもとに、実施状況報告書を期日までに提出している。
環境プランの策定	
	・環境プランを策定している。
	・自社の環境配慮の取組みや環境プランを会場等に掲示している。
	・環境プランを外部に対し公表・PRし、意見を求めている。

5 . 計画書等の確実な提出

ガイドラインに示されている計画書、報告書等について、関連データを確実に把握し、期日までに提出している。

・薬剤の散布計画